

## 「第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第4回点検結果」に対する意見募集の結果について

### 概要

第二次循環型社会形成推進基本計画の進捗状況の第4回点検結果(案)について、以下のとおり意見募集を

- (1) 意見募集期間 : 平成23年12月27日(火)から平成24年1月26日(木)まで
- (2) 告知方法 : 電子政府の総合窓口(e-gov)、環境省ホームページ及び記者発表
- (3) ご意見提出方法 : 郵送、ファックス又は電子メール

### 意見募集の結果

意見提出者数 : 4個人  
意見数 : 9件

### ご意見の内容とそれに対する考え方

## 別添のとおり

別添

意見No	ページ	項目名等	ご意見内容	ご意見に対する考え方(案)
1	5	の第1節の(1) 資源生産性	<p>GDPが増加しているときの資源生産性の「増加」と、GDPが減少しているときの資源生産性の「増加」を比べると、全く違った要因で資源生産性が増加していることが考えられる。例えば、GDPが減少しているときは、単に企業が在庫を処分しているため、天然資源の投入が大きく減少しているのかもしれない、逆にGDPが増加している時に資源生産性が減少しているのは、天然資源を大きく増加させ、生産量を増加させることにより在庫を増やしているかもしれない。</p> <p>そのあたりの多角的な分析がないと、資源生産性の増加の本当の要因が分からないのではないかと。</p>	<p>御意見も踏まえ、資源生産性の変動の要因分析を今後、深めていきたいと考えています。</p>
2	79	の第3節 事業者の取組	<p>経団連は「廃棄物等の循環利用の促進に向けた制度等の運用改善や見直し」を要望しているが、政府による処置が全くなされていない状況となっている。</p> <p>真に循環型社会の形成を施策として推進するのであれば、産業界からの要望に耳を傾ける必要がある。そこで、評価・課題において、経団連が平成22年9月14日に公表した「循環型社会のさらなる進展に向けた提言」の内容の具体的な対応策を明記すべきである。</p>	<p>廃棄物は、不要物であるために、自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性があります。また、いったん不適正に処理されれば、原状回復が困難であり、膨大な社会コストと生活環境保全上の支障を生ずるおそれがあります。</p> <p>このため、経団連の要望する廃棄物処理法の規制緩和の要望については、現場からの要望として真摯に受け止めつつ、慎重に考えていく必要があります。</p> <p>なお、廃棄物処理法の改正については、数年おきに見直しが行われており、経団連の要望も踏まえ、平成23年4月からは産業廃棄物収集運搬業許可の合理化がなされたところです。</p>

意見No	ページ	項目名等	ご意見内容	ご意見に対する考え方(案)
3	89	国の主な取組状況 評価・課題の3の	<p>昨年6月には環境保全活動・環境教育法が改正され、環境保全活動の定義に「循環型社会の形成」が加えられており、また、地方自治体による推進枠組みの具体化、学校教育における環境教育の充実、環境教育の基盤強化が盛り込まれたところである。</p> <p>したがって、「3.」においてもこの動きに即応しつつ、環境教育・環境保全活動を進めることが重要である旨を盛り込むべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、下記文章を追記しました。</p> <p>平成23年6月に環境保全活動・環境教育法が改正され、環境保全活動の定義に「循環型社会の形成」が加えられたこと等を踏まえ、学校における環境教育や地域が一体となった環境学習の取組を更に推進していくことが重要です。</p>
4	95	今後の展開の方向	<p>の5.については記述の内容が極めて抽象的であり、幅広いものであるため政府として何に重点が置かれているのかが不明確である。このため、具体的な内容(例:廃棄物のエネルギー利用、バイオマスの活用など)について加えるべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、の5(項目を新規追加したため修正版では6)について、以下のとおり修正しました。</p> <p>循環型社会の形成に向けた取組が低炭素社会・自然共生社会の形成に向けた取組にも資するものとなるよう、<u>バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化や廃棄物発電等への活用</u>などこれらの社会との統合的取組を進めること。</p>
5		その他	<p>優良認定制度は木くずリサイクルを行わなくても取得でき、公共工事の特記仕様書に記載されているのは、循環型社会形成推進基本法の観点から不適切ではないか。また、木くずに関して優良産業廃棄物処理業者認定を取得している処理業者に処分を委託した場合でも、焼却施設を所有している場合は受け入れた木くずの90%以上を単純焼却している。</p>	<p>優良産業廃棄物処理業者認定制度は、リサイクルが困難なものを含め産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としており、収集運搬、中間処理、最終処分の実施に関し優れた能力・実績を有する者の共通の基準として、<u>遵法性、事業の透明性、環境配慮の取組、電子マニフェスト、財務体質の健全性の5項目</u>が定められています。</p> <p>なお、本認定制度では、産業廃棄物の種類ごとに、受入量、再生品の利用方法・持出量などの一連の情報をインターネットで公開することとしています。</p>
6		その他	<p>公共性の高い発注にも関わらず発注者要望で再生品を使用しない。処分業者が再生処理へ移行しても生産をした再生製品が使用される頻度が少ない。公共工事や一定規模の施工には、発注者と排出事業者が積極的に再生品を求めるような仕組みが必要ではないか。</p>	<p>公共工事においては、グリーン購入法に基づくグリーン調達<sup>1</sup>の推進および、「リサイクル原則化ルール」に基づく再生資源の利用を図っており、引き続き、本取組の積極的な推進を図っていくことが重要であると考えています。</p>

意見No	ページ	項目名等	ご意見内容	ご意見に対する考え方(案)
7		その他	道路上に家電が山積になっていても立合検査が行われぬ。特に廃家電には鉛を使用しているものがあり、生活安全上悪影響を及ぼす恐れがあるため、産業廃棄物施設と同じように月1回(産業廃棄物対策課と保健所)の立入検査を行う必要がある。	環境省においては、一般家庭等から収集された家電製品等の使用済物品の適切な保管や品質管理がなされていない場合等には、報告の徴収又は立入検査を積極的に活用して、違法な行為の有無等を確認し、必要な措置を講ずるよう、全国の地方自治体に通知しています。
8		その他	<p>新建材・サイディング材などのリサイクル困難物が多い。施工方法の効率化や技術者の施工技術低下が背景にあるが、拡大生産者責任(EPR)の観点からもRemove(取り外し易さや分別のし易さ)を含めたりサイクルし易い商品をメーカーに開発してもらう必要がある。</p> <p>また、排出事業者の自ら処理が基本としながら、排出事業者への講習会が(ほぼ)一度もなく、処分業者を対象とした指導や講習会ばかり行われているのが現状であり、ギャップがあり過ぎる。</p>	<p>御指摘を踏まえ、 の1として、下記の文章を追記しました。</p> <p>排出者責任・拡大生産者責任(製品の製造者などが物理的または財政的に製品の使用後の段階で一定の責任を果たすという考え方)の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進を図ること。</p>
9		その他	一般廃棄物と産業廃棄物の区分を無くすべき。同じ樹木を撤去しても、造園業と造園工事業では法的扱いが違う。飲んだジュースのペットボトルを家から排出するのと事業所から排出するのでは法的扱いが違う。このように、かなり法律に精通していないと分からない。	<p>廃棄物処理法においては、事業活動から生ずる廃棄物のうち、排出量が多量であるもの、市町村が処理するのが困難であるものについて、産業廃棄物として排出事業者が自ら処理すべきものとしています。このため、例えば、木くずについては、その業の性質上、恒常的に多量に排出することが想定される建設業など特定の産業から排出されるものについてのみ産業廃棄物としています。</p> <p>一般廃棄物、産業廃棄物のこのような区分については、引き続き、各事業者に対し、分かりやすく周知していくことが重要であると考えています。</p>